

第1回ひきこもり等支援プログラム検討部会での意見

改定支援プログラム案（仮称：支援ガイドライン案）について

（方向性について）

年齢の制限を設けないということが重要であると同時に、本人と家族、という考え方を重視したプログラムを考えていくことが重要である。（中島部会長）

当事者の尊厳を強調した点と、若者支援にこだわらずに全年齢を対象にした点が素晴らしく、プログラムは、りゆるやかなガイドラインという方向性にも賛成。（斎藤副部会長）

ひきこもり支援には三つの柱があると考えており、1つは相談窓口、2つ目は居場所、3つ目は家族会。家族会は入口として非常に重要である。（斎藤副部会長）

当事者、家族に非常に寄り添った内容となったと思う。このガイドラインが今後どのように当事者と家族に広報され、届けられていくのが重要である。きちんと届けてほしい。（林委員）

改定により当事者の側に立った、温かみのある内容となった。（林委員）

家族支援の推進、家族全体の包括的なアセスメント、中高年層を含めたガイドラインという点は非常に家族会としてもありがたい。（上田委員）

現に地域で支援を行っている関係機関や関係団体の中に、新たな認定団体が加わって一緒に支援を進められるような考え方がガイドラインに取り入れられると良い。（遠藤委員）

官民間問わず、得意分野を持った団体が集まり、柔軟な支援ができる体制のベースとなるようなガイドラインになると良い。（河野委員）

家族会や当事者団体を含め民間の支援団体が自治体と協働していくことが重要であり、ガイドラインは自治体が安心してつながることができる支援団体の指標となると良い。（河野委員）

広域的な支援が必要であるとともに、多様な当事者・家族がミスマッチなくつながることが必要であり、そのためには一定のモラルを持つ団体が重要であるため、そういった視点を取り入れてガイドラインを作成すべきである。（河野委員）

ガイドラインが当事者本位の視点となり大きく変わったことは良い。就労・就学を目的としない点は良い。（井利委員）

ガイドラインにおいて、支援の「目標」という言葉を「目的」とした点と、「効果検証」の項目を削除した点が良かった。行政での理解も進んでいるが、これまで行政の事業を実施する中で、年数や期間、人数やつなぎ先などのニーズを問題にされる場合の説明に苦慮してきた経緯がある。（井利委員）

ガイドラインは支援団体だけでなく当事者・家族にも届くことが重要。誰が見てもわかりやすく、立ち戻れるようなガイドラインが必要だと考える。（小野島委員）

適切な支援と不適切な支援を見極めるうえで、ガイドラインは大きな意味を持つものと認識している。（小野島委員）

第1回ひきこもり等支援プログラム検討部会での意見

(当事者支援について)

「【3】社会参加への準備支援」の項目において「生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上を」という文言があるが、「能力」ではなく「スキル」という言葉を使う方が良い。(林委員)

訪問相談(アウトリーチ)の項目で、「本人の同意がある場合のみ行う」という記載を追加してもらいたい。家族のために行くのであれば良いが、本人の同意なく、本人は対しアウトリーチすべきではない。(林委員)

「【1】相談・支援」の項目において、「同意書の提出により承諾を得る」という文言があるが、「承諾」は当事者にとって大きな心理的なプレッシャーであり、ハードルが高い。(林委員)

「1 はじめに」について、「3 『当事者本位』の視点を徹底する」という項目となったが、ここに「基本的権」という文言を含めると良い。当事者にとって最大の利益を目指すことが非常に重要である。(井利委員)

「自己決定の最大限の尊重、健全な生活の保持」とあるが、自己決定が難しい当事者もいるため、当事者のニーズを掘り起こし、一緒に育てるという視点が重要である。(井利委員)

(家族支援について)

都内に地域家族会はない。様々な家族から、もっと早くに家族会を知っておきたかった、という声がある。入口となる家族会という居場所としての資源を明確にガイドラインで打ち出してもらいたい。(上田委員)

家族にも支援が必要だと明言されたことも非常にありがたい。(上田委員)

きょうだいの最初の一歩の資源となる相談場所がない。ガイドラインでも居場所のところで、きょうだいの相談やきょうだいが集える場所について明確に示し、少しでもきょうだいが集える場所が増えてもらいたい。(上田委員)

意義のあるガイドラインと思った。当事者へアウトリーチしていく中で、家族は当事者の大きな支援。ご家族を支援することで、家族の状況が変化するという事はたびたびある。家族支援においては、家族自身の孤立を解消することで、大きな力になる。(西委員)

本人の同意が前提となるが、本人が同意の意思を表明できない場合は、家族支援から入ることも有効である。(西委員)

家族支援においては、家族の負担をどのように少なくしていくかが重要である。(井利委員)

(関係機関との連携、広域連携について)

自治体がNPOの活動と結びついて、多様性も確保しながら活動のリーチを広げていくことは素晴らしい。(斎藤副部長)

ガイドラインを様々な幅広い支援団体が活用したり、区市町村行政や窓口がこのガイドラインに基づいて一緒に連携する際の活用についての視点も重要。(中島部長)

第1回ひきこもり等支援プログラム検討部会での意見

支援団体と関係機関や区市町村との連携・協働について、本人を中心に本人のネットワークを広げようとするのが良い。（井利委員）

区市町村によるガイドラインの活用や、登録事業者との連携も重要。現在すでに地域で支援団体と関係機関等とのネットワークや支援団体を含めた支援スキームができていた場合には、都の仕組みとの調整が必要。（遠藤委員）

区市町村へガイドラインを周知するだけでなく、区市町村が意欲を持って支援の実効性を上げる必要があるが、都内の区市町村でも支援のレベルにばらつきがある。（遠藤委員）

「2 本支援ガイドラインの位置付け」の(2)について、支援の目標を自立支援ではなく当事者・家族の尊厳と自己肯定感の回復とすることによって、実際に困っているケースについて、どのように区市町村と連携しながら支援していくかも重要である。（井利委員）

生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業は、ひきこもりの状態にある方が地域に参加するための支援内容となっている。就労準備支援事業との連携も重要。（遠藤委員）

- 区市町村と都ひきこもりサポートネットとの連携や、保健・就労・教育と福祉の窓口との様々な協働も重要（中島部会長）

医療機関情報の入手や医療機関との連携の方法など、当事者にとっても支援者にとっても課題である。（井利委員）

相談支援について、医療などの本当に必要な支援にどうつながれば良いかという観点で、訪問診療などは家族からのニーズが多くある。（上田委員）

すべてが医療につながる必要はないが、医療につながる際はやはり「連携」が重要となる。保健所には精神保健相談部署があるので、これを広く周知し、必要な方には医療を。保健医療からも連携することで、医療が必要な人がつながることができるようになる。（西委員）

広域連携の視点も重要であり、居住地では相談しづらいというケースもあり、特に高齢者は世間体や地域の目を気にするため、居住地での相談が難しいことがある。（井利委員）

現在都内6つの自治体が広域で連携して当事者会（ひきこもり女子会）を連携して実施している。（林委員）

（連携する支援団体について）

団体にお墨付きを認めることになると思うが、不祥事を起こした団体を外すなどの判定基準もある程度示されていた方が良い。（斎藤副部会長）

登録を希望する団体について、誰がどのように判定するかの基準を明確化すると良い。（斎藤副部会長）

支援団体の支援員がどういう理念、どういうまなざしで当事者や家族に関わろうとしているのかが重要。（上田委員）

第1回ひきこもり等支援プログラム検討部会での意見

現在登録されている団体は、もともと若者支援の枠組みで支援していたため、今回の改定に合わせてすべての団体が全年齢に対応することは難しいと考えられる。(河野委員)

様々な団体が加わり、多様な当事者・家族が必要とする支援にミスマッチなくつながることができるような体制づくりが重要である。(河野委員)

公益社団法人青少年健康センター(茗荷谷クラブ)では様々な地域の利用者がいるが、かなり地域差があるということを感じる。支援団体の登録に関する基準と、さらにその支援団体が支援を行う中で区市町村との連携をしやすいようなガイドラインがあると良い。(井利委員)

(その他)

訪問する中で家族と支援者の会話を本人が聞いていて、そこから本人を含めた家族全体が変わっていくということもあった。オープンダイアログの紹介があることは重要である。(西委員)

就労を前提としないということはずしも就労支援をしないということではない。家族の相談で就労を強く求められるケースや支援の過程で就労のニーズが出てくることもあり、一つのルートとして押さえておくべきである。(遠藤委員)

当事者が就労を望んだ時にどのように支援につなげるのか、記載に配慮が必要ではないか。(遠藤委員)

人口支援とともに出口支援が非常に重要である。「社会参加支援」の項目において「当該支援団体が単独で行う活動だけではなく、可能な限りほかの支援団体や商店街、自治会などの地域社会と連携して社会体験活動を実施する」とあるが、中間的就労やソーシャルファームとのつながりについての文言があっても良い。(井利委員)

区市町村での相談窓口設置が進み、団体へ委託の打診があることがあるが、どこの支援団体にもマンパワーに限りがあり、余力を持っているところはない。福祉人材を含め、人材の獲得は非常に難しく、育成にも時間がかかる。(河野委員)

中高年層を含めた全年齢の当事者・家族対象としたことは本当に素晴らしい。さらにはゴールの間口が広がって様々な支援の展開ができると思われるが、長期のひきこもり状態となる可能性がある若者にとって同じ進め方ではいかは今後の課題としていきたいと考えている。(小野島委員)

小中学校で長期的な不登校だった生徒が高校というフィールドが変わったことで奇跡的に学校に来られるようになったケースをいくつも見ている。生徒から「きっかけや理由がそれぞれあるが、總じてまたタイミングがある」「家族からいろいろ言われるからエネルギーがなくなってしまう」という声も聞いている。(小野島委員)

アセスメントの重要性を感じている。違った方向の支援や働きかけ、あるいは見守るというだけで長期化につながってしまう例もある。(小野島委員)

第1回ひきこもり等支援プログラム検討部会での意見

「相談・支援」の項目に電子メール、SNS、オンライン等による相談について記載があるが、若者は電話相談よりもはるかにメールやSNS、オンラインに対するなじみが早い。しかし、入口は確かに重要ではあるが、誤ればかえって相談者を傷つけることもあるため、今後ルールづくりが必要となる。（小野島委員）

統合失調症の発病の初期で、自身の安全のためにひきこもる人もいる。そういった全般的な知識も必要である。（西委員）

自治体で実施するひきこもりに関する調査について、個別訪問するなど、研究倫理上問題があるような調査法を取っているところも見受けられる。広く見れば調査も支援であり、支援の在り方の一つとしての調査の倫理性をどう担保するかについてどこかで触れてもらいたい。（斎藤副部長）

○ 調査や実践が増えていく中で、倫理の問題はしっかりと考えていかなければいけない。（中島部長）